

平成 17 年度臨時理事会議事録

日 時：平成 18 年 4 月 22 日（土）9：30～11：45

会 場：パシフィコ横浜 会議センター5 階 「502 会議室」

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石川 睦男、石塚 文平、稲葉 憲之、井上 正樹、宇田川康博、梅关 直彦、岡井 崇、岡村 州博
落合 和徳、柏村 正道、嘉村 敏治、吉川 史隆、田中 俊誠、野田 洋一、秦 利之、平松 祐司、
星 和彦、星合 昊、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章、藤井 信吾

第58回学術集会長：田中 憲一

幹事長：矢野 哲

幹 事：小田 瑞恵、小原 範之、北澤 正文、久具 宏司、小林 浩、小林 陽一、古山 将康、澤 倫太郎、
清水 幸子、下平 和久、高桑 好一、角田 肇、長谷川晴志、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、堀 大蔵、村上 節

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

専門委員会委員長：水沼 英樹

名誉会員：雨宮 章、坂元 正一、佐藤 郁夫、須川 信、鈴木 薫、関場 香、高橋 克幸、武田 佳彦、
永田 行博、野田起一郎、藤本征一郎、前田 一雄、松本 清一、望月 真人、Yoon Seok Chang

陪席：海野 信也

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

配付資料：

日本産科婦人科学会規約・内規等一覧

1. 平成 17 年度第 4 回理事会議事録（案）
2. 平成 17 年度第 9 回常務理事会議事録（案）
3. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：定款施行細則の会費免除に係る改定方針について

庶務 2：第 58 回総会運営委員・予算決算委員

庶務 3：第 58 回総会次第

庶務 4：大谷医師等訴訟 第 2 回・第 3 回和解協議報告

庶務 5-1：「お知らせ」と「声明」

庶務 5-2：福島地方検察庁「起訴状」

庶務 5-3：県立大野病院医療事故調査委員会報告書

庶務 5-4：声明文を頂いた団体に対する書信

庶務 5-5：関連記事

庶務 6：主務幹事の交替・委嘱及び幹事の解委嘱・委嘱の追加について（案）

庶務 7-1：日本医師会「分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度の創設に向けて（ご協力依頼）」

庶務 7-2：3 月 1 日付日経新聞記事「医師無過失でも補償を」

庶務 8：医療関連死モデル事業中央事務局「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業における協力関係学会説明会開催のご案内」

庶務 9：大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）協議会「UMIN 臨床試験登録システム（UMIN CTR）の ICMJE での認定について

庶務 10: 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会「寄附に関する基準改定のご案内」
 庶務 11: 日本医学会「日本医学会評議員の選出について（依頼）」
 庶務 12: 島根県知事より理事長宛書信（島根県内部検討資料 未定稿）
 会計 1: 取引銀行の格付と預金残高
 会計 2: 四谷税務署「申告内容等についてのお尋ね」と本会の回答書
 学術 1: 周産期委員会「C型肝炎母子感染対策に対するガイドライン策定について」
 学術 2: 避妊を適応とした子宮内避妊システム「ミレーナ（SH G 00650A）」の早期承認に関する要望書
 社保 1: 厚生労働省保険局医療課「平成 18 年度診療報酬改定における対応状況について」
 専門医制度 1: 卒後研修指導施設に対する研修医の産婦人科への入局動向調査依頼状
 専門医制度 2-1: 日本専門医認定機構「基本領域専門医取得重複チェックの結果と重複取得者への確認のお願い」
 専門医制度 2-2: 会員からの意見
 専門医制度 3: 日本呼吸器外科学会「第Ⅲ次学術推進会議報告 我が国における専門医のあり方＝いわゆる特定専門医に関する当学会の見解と行動提起」
 倫理 1: 第 4 回理事会後の記者会見を受けてのマスコミ各社の記事・社説
 倫理 2: 全国青い芝の会からの受精卵診断の範囲拡大に対する抗議文
 倫理 3: 優生思想を問うネットワークからの着床前診断適応の承認に対する抗議
 学会のあり方 1: 拡大産婦人科医療提供体制検討委員会 開催趣意書
 学会のあり方 2: 産婦人科診療ガイドライン作成委員会メンバー
 広報 1: 地方部会別パスワード登録率
 広報 2: (財) ファイザーヘルスリサーチ振興財団ホームページ
 広報 3: 日本リハビリテーション医学会研修会開催のご案内
 女性健康週間 1: 平成 17 年度『女性の健康週間』（3 月 1 日～8 日）イベント実績報告
 女性健康週間 2: 平成 17 年度地方部会担当公開講座一覧
 総会 1: 代議員からの質問・要望事項
 総会 2: 産婦人科医療提供体制検討委員会からの中間報告について

午前 9 時 30 分、理事総数 23 名中全員出席、定足数に達したので、武谷理事長が開会を宣言した。
 武谷理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および庶務担当常務理事、会計担当常務理事を指名して議事に入った。

I. 平成 17 年度第 4 回理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

II. 平成 17 年度第 9 回常務理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

III. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

特になし

(2) 定款施行細則の会費免除に係る改定方針について

落合理事より「は平成 30 年度には会員の約 20%が会費免除会員（満 77 歳以上且つ 40 年以上の会員

歴)となる。本会の運営基盤は会費納入により賄われているので定款施行細則の会費免除に係る事項を改定して会費免除会員を原則としてなくす。但し、会費免除会員に相応する方には年会費を5千円に減額して徴収することを理事会で決定して頂く。この改定方針を機関誌58巻3号に掲載し、3月31日までの意見募集を行ったが、期限までに1件の意見も寄せられなかった。ついては、定款施行細則の会費免除に係る改定案を第58回総会に原案通りで報告した上、第59回総会で正式に改定を諮る手続きとした(平成19年度から会費免除対象会員から年会費5千円を徴収)」との説明がなされ、承認した。

[資料：庶務1]

(3) 総会運営委員会委員・予算決算委員会委員について [資料：庶務2]

落合理事より「本日の総会に関しては予め総会運営委員会と予算決算委員会で代議員からの質問・要望事項と予算決算に関して検討頂き、総会の運営を円滑にしたいと考えている」との説明があり、了承した。

(4) 第58回総会次第等の確認について [資料：庶務3]

(5) 大谷裁判について [資料：庶務4]

落合理事より「3回に亘った和解協議は原告・被告双方の条件が折り合わず、3月31日に裁判長より和解協議の打ち切りが宣された。ついては5月18日から口頭弁論が再開される。報道の限りでは、大谷医師側は和解の条件として着床前診断の対象を更に広げることや除名の撤回等を求めた模様である。本会は会告を守ることを条件に再入会を検討するが、除名の撤回は出来ないと主張した」との説明があり、了承した。

(6) 福島県立大野病院の産婦人科医師逮捕・起訴について [資料：庶務5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5]

落合理事より「この事件の正式名称は県立大野病院事件となった。福島県立大野病院の産婦人科医師逮捕・起訴に関し、本会及び日本産婦人科医会は共同で『お知らせ』と『声明』を公表し、声明に関する付随説明も行なった。併せて3月16日に厚生労働記者クラブで起訴状や福島県の事故調査委員会報告書等の内容について記者会見を行った。なお、本件に関し、新生児医療連絡会、全国周産期医療連絡協議会、各地方部会長、医会支部長、各県医師会長等から本会理事長宛に声明文が届けられている。本日の総会で対応について説明する予定である」との説明があり、了承した。

(7) 主務幹事交替及び幹事の解委嘱・委嘱の追加について [資料：庶務6]

特に異議なく、承認した。

(8) 事務局職員の正規採用について

落合理事より「昨年11月21日武田香代子職員を事務局正職員として採用したが、間もなく6ヶ月の試用期間満了(平成18年5月21日)となるので正規採用を考えている。ここでお認め頂ければ手続を取りたい」との報告があり、承認した。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

特になし

(2) 文部科学省

特になし

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

特になし

(2) 日本医師会

落合理事より「日本医師会長から平成18年3月8日付『分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度』の創設に向けての協力依頼の書面を受領した(3月9日)。従来、本会が主張している無過失障

害補償に関連することであるので積極的に協力していきたいと考えている」との説明があり、了承した。
[資料：庶務 7-1, 7-2]

(3) 日本医学会

落合理事より「日本医学会より次期（任期：平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）日本医学会評議員、連絡委員、医学用語委員及び代委員各 1 名の選出の依頼があった（報告期限 5 月 15 日）」との説明がなされた。[資料：庶務 11]

後半、庶務協議事項で協議することとした。

(4) 日本学術振興会

落合理事より「科学研究費補助金（基盤研究等）の審査委員は、従来日本学術会議が推薦した候補者の中から選考されていたが、平成 18 年度より日本学術振興会が独自に選考することとなった。審査委員の選考に必要となる審査委員候補者データベースを充実させるため、2 月 28 日を締切として、各学術研究団体に審査委員候補者の情報提供依頼があった。本会は 2 月 16 日を期限として各大学教授宛に情報提供を依頼した結果 48 名の推薦があり日本学術振興会に報告した」との説明があり、了承した。

(5) 日本内科学会

落合理事より「日本内科学会内医療関連死モデル事業中央事務局より、『診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業』における関係協力学会統括責任者説明会の開催（開催日：4 月 19 日、会場：日内会館）の案内を受領し、本職が出席した。このモデル事業には学会として解剖立会い、臨床評価委員として各ブロック 5 名ずつ、計 60 名を推薦している。ブロックの中で賄うということであったが、説明会ではあるブロックでは 1 大学しかないということもあり得るということであった。推薦された方が関係者の位置づけになる。臨床評価は、ある程度臨床経験のある医師が実際に関与して頂かなければならないので、評議員、代議員の先生方に積極的に関与して頂くように学会内で協力依頼をお願いしたいということであった。本日の総会でその旨、協力依頼を申し上げる」との説明があり、了承した。

[資料：庶務 8]

(6) 大学病院医療情報ネットワーク (UMIN) 協議会

同協議会より「UMIN 臨床試験登録システム (UMIN CTR) の ICMJE での認定について」の書信を受領した。[資料：庶務 9]

〔IV. その他〕

(1) OC 連絡会より「低用量経口避妊薬の使用に関するガイドライン」を OC 販売会社が作成する「医師向け情報提供資料」として使用したいとの許可願を受領した（3 月 2 日）。既に機関誌 58 巻 3 号、ホームページで公開していることでもありこれを許可した。

(2) 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会より「寄附に関する基準改定のご案内」を受領した。

[資料：庶務 10]

(3) 島根県知事より島根県の産婦人科医師不足に関し本会对し支援要請のため武谷理事長と面談したいとの依頼があり、5 月 12 日（金）に学会事務局にて面談予定である。[資料：庶務 12]

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 取引銀行の格付と預金残高について[資料：会計 1]

一昨年 4 月のペイオフ解禁により大方の資金を決済性預金に移したが、金融環境は好転しており、取引銀行の格付状況のみを、短期定期預金（3 ヶ月～6 ヶ月）での運用を開始し、運用収益を少しでも確保したい。

(2) 四谷税務署より第 56 期（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）収支計算書の内容について書面にて照会があり、事務局長・次長が四谷税務署に出向き、回答書に沿って説明した。その結果、雑収入（研修コーナー製本販売収入等）については収益事業であり申告が必要であると認定された。ついで

ては公認会計士と申告書の記載内容を相談した上で、申告致したい（申告期限：5月末）

[資料：会計2]

荒木事務局長より「3月10日付けで四谷税務署より資料2にあるような照会があった。すなわち機関誌収入、審査料収入、雑収入、商業展示収入の各項目は収益事業に該当するのではないかとの照会であったが、事務局としては全て定款に基づく公益事業である旨回答書を作成し、直接四谷税務署に出向いて説明した。当初、四谷税務署の担当官は全て収益事業として課税の対象になるとの見解であったが、縷々説明ののち、雑収入のみ申告が必要と指摘された。平成16年度の雑収入は約3,300万円あり、さらに平成17年度の確定決算から3年間遡った雑収入に関しても5月末日までに申告が必要との要請であった。また、担当官より収入に見合う支出が説明できれば控除する旨見解が示され、人件費や印刷費、特に研修コーナー製本に関わる印刷費等を控除した場合に赤字であれば課税対象とはならない。よって公認会計士と相談の上、1ヶ月間の延長申請を四谷税務署に提出し、平成17年度から遡った3年間の雑収入を収益事業として申告する予定とした。一旦申告したからには雑収入に関しては収益事業として継続して申告する必要がある」と説明された。

武谷理事長より「最近、各基幹学会に対して税務調査が行われている模様である。従来、学術団体は医療を通じての社会貢献を骨子としており税務上問題になることがないものと思われていたが、学会の資金の流れを課税の対象とするのが最近の見解である。学会の予算等に関しても税務上の対応を念頭に置いた運営をせざるを得ず、従来にない制約が加わるであろう。今後の学会の運営に関して理事の先生方のご理解をいただきたい」と説明された。

星合理事、柏村理事より今回の課税対象に関して二、三確認がなされた。

武谷理事長より「学術団体として社会的責任を十分に認識し主張すべき所は十分に主張する必要があるが、一方では税務署側への心証もあるため慎重な対応も必要であろう。会計も財政的基盤が大きく変わりつつあり、大胆な節減も必要であるとともに会計の抱えている問題点も理解頂きたい」と説明があり、了承した。

3) 学術 (和氣徳夫理事)

(1) 第6回一般演題応募処理システム検討委員会の開催

4月21日に第6回委員会を開催し、第58回学術講演会一般演題応募処理の総括を行ない、第59回学術講演会一般演題応募処理の担当校間の引継ぎ等を行った。

(2) 周産期委員会より、厚生労働省白木班「C型肝炎ウィルスキャリア妊婦とその出生児の管理指導指針」に対する委員会見解を受領した。 [資料：学術1]

(3) 避妊を適応とした子宮内避妊システム「ミレーナ® (SH G 00650A)」の早期承認に関する要望書の提出について [資料：学術2]

和氣理事より「XX ACOG 2007開催時に日本から中野名誉教授が fellow の対象として表彰されることになっている。昨日 Chang 先生からご意見を頂いたところ、fellow の授賞式に際しては所属する国のもう一人の fellow が citation をして紹介するという慣例がある。日本で fellow である坂元正一産婦人科医会会長に citation を行って頂き、授賞式に望んで頂きたい。この fellow の推薦にあたっては日本産婦人科学会としてご推薦していることより本理事会において承認を得た上で、坂元正一先生にご依頼申し上げたい」との意見が出され、特に異議なく承認した。その後、坂元正一産婦人科医会会長より快諾を頂き、Chang 先生の了承も頂いた。

武谷理事長より「学術集会の期間短縮に関する進捗状況は如何か」との質問に対し、**和氣理事**より「現在、代議員にアンケートをお願いしている所であり、現時点で約150名の代議員の回答を得ており、全員賛成との結果を得ている。さらに多くの会員からのご意見を頂きこの問題の解決を図りたい。今回の総会でも代議員にアンケートへのご協力をお願いする」と回答された。

丸尾理事より「子宮内避妊システム『ミレーナ®』に関しては、避妊に対する多施設臨床試験（70施設）で有効性と安全性が確認されているホルモン放出型子宮内避妊システムで、早期承認に関する要望書を理事長名で提出頂きたい」との意見が出された。**武谷理事長**より「このシステムはどのようなものか」との質問がなされ、**丸尾理事**より「合成黄体ホルモン付加型の IUD であり、現在は銅放出型の IUD が発売されているが、それとは違うユニークさがあり、避妊効果とともに過多月経を軽減させる

副効用もある。世界 80 ヶ国では認可されているが、我が国では 2 年前から承認の要望書が提出されているにもかかわらず未承認である」と説明され、特に異議なく「ミレーナ®」の早期承認に関する要望書を理事長名で提出することを、承認した。

4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①編集会議を 3 月 10 日に開催した。

②JOGR 編集会議ならびに和文誌打合せ会を 4 月 14 日に開催した。

岡井理事より「編集業務はブラックウェルに委託し順調に業務が行われており、同時に electric submission と electric editing に変更し順調に業務が行われている」と説明された。

5) 渉外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO Secretariat Dr. Arulkumarin より XVIII FIGO World Congress (11 月 5-10 日) に先立ち、11 月 2-3 日にクアラルンプールにて Access to Reproduction Health Care: Impact on Emerging Issues に関して Pre-congress を開催する旨の書面を受領した。(3 月 8 日付)。

(2) FIGO Administrative Director の Dr. Thomas より、FIGO Executive Board Meeting が 2006 年 6 月 10-11 日にロンドン (英国) にて開催される旨の書面を受領した (4 月 12 日付)。

[AFOG 関係]

(1) AFOG Secretary-General の Dr. Sumpaico より、2006 年 11 月 4 日に Kuala Lumpur (Malaysia) にて開催される AFOG Executive Council Meeting に本会からの参加を要望する旨の書面を受領した (4 月 3 日付)。

(2) AFOG Secretary-General の Dr. Sumpaico より、2007 年東京で開催される XX AOCOG 2007 における AFOG official functions と business meeting として以下の事項を含めるようにとの書状を受領した (4 月 3 日付)。

- Opening Ceremony – AFOG President’s Address; conferment of Fellowship and award of Young Scientist Awardees
- President’s Lecture
- Chien-Tien Hsu Memorial Lecture
- Shan S. Ratnam Memorial Lecture
- President’s Night
- One Executive Board Meeting, two Council Meetings, two General Assembly Meetings, one New Council Meeting
- Best Scientific paper for Young Gynaecologist Awardees
- Closing Ceremony – speeches by outgoing and incoming Presidents

(3) AFOG Secretary-General Dr. Sumpaico より Executive Council Meeting を 2006 年 11 月 4 日に開催するにあたり、XX AOCOG 2007 の Organizing Committee Chairman である武谷理事長より XX AOCOG 2007 に関する報告を行なって頂きたい。この報告内容を予め Council Member に配布したいので、7 月第一週までにお送り頂きたいという旨の書面を受領した (4 月 10 日付)。

[ACOG 関係]

(1) 2006 年 5 月 6-10 日にワシントン DC にて開催される 54th Annual Clinical Meeting of ACOG に本会から若手医師 10 名、幹事 2 名 (久具幹事、阪埜幹事)、落合渉外担当理事および藤井監事の計 14 名が参加する旨の書状を武谷理事長名で ACOG の Mennuti 会長宛に発送した (4 月 13 日付)。

[SOGC 関係]

(1) Dr. Sylvie より、Annual Meeting of SOGC に本会から若手医師 3 名、幹事 2 名（小林幹事、角田幹事）、矢野幹事長および丸尾渉外担当理事の計 7 名の参加を受け入れる旨の書面を受領した（4 月 1 日付）。

(2) 第 58 回日産婦学会学術講演会の International Seminar of Young Doctors に向けて SOGC から 2 名の young physician を派遣したい旨の書状を受領した（4 月 12 日付）。

[その他]

特になし

6) 社 保（嘉村敏治理事）

(1) 平成 18 年度診療報酬改定における対応状況について厚生労働省保険局医療課より報告があった。
[資料：社保 1]

嘉村理事より「学会からの要望で今回の診療報酬改定に反映されていない項目は引き続き要望する」旨説明された。武谷理事長より「産婦人科医療に対する諸問題が山積しているが、産婦人科医が勤務しやすいように診療報酬に関しても主張していく所存である」と補足説明された。

7) 専門医制度（宇田川康博理事）

(1) 会議開催

①第 1 回中央専門医制度委員会を 5 月 27 日に開催する予定である。

(2) 卒後研修指導施設と大学病院分院に対する研修医の産婦人科への入局動向調査の現在の取り纏め状況について [資料：専門医制度 1]

宇田川理事より「後期研修医の入局動向に関して、大学病院、分院、臨床研修指定病院にアンケートを行ったところ、80 大学で 201 名、762 の研修指定病院中 70%の回収率で 113 名、計 314 名の後期研修医が予想されている。従来の入局者約 350 名と比較すると 40 名ほど減少するものと思われる。特に地方に厳しい結果が出ている。さらに男女比を見てみると、男性 94 名、女性 220 名で 70%が女性である」と説明された。武谷理事長より「この数字は重複があるのではないか」との質問に対し、宇田川理事より「名前まではチェックしていないが可能な限り重複を省いた数字である。概数と理解頂き、40～50 名の減少もありうるものと思われる」と説明された。

吉川裕之理事より「メディアはこの数字に強い関心を示している。しかし、後期研修医が各施設（大学）で登録されたか地域毎（臨床研修指定病院）で登録されたかで数字が異なり、把握が混乱している。今後は、各施設に正式に登録された後期研修医の正確な数字を把握する必要がある」との意見が出された。丸尾理事より「大学と研修指定施設とでダブルカウントの場合もありうるため、マスコミ対策としては正確な数字が出るまではやや少なめな数字で対応頂きたい」との意見が出された。

(3) 中間法人日本専門医認定制機構

①中間法人日本専門医認定制機構より「基本領域専門医取得重複チェックの結果と重複取得者への確認のお願い」についての書信を受領した（3 月 24 日）。[資料：専門医制度 2-1]

本会内重複取得者は 30 名おり、4 月末日までにどの専門医を選択するか聴取してほしいとの依頼である。またこの調査について会員より意見があった。[資料：専門医制度 2-2]

②中間法人日本専門医認定制機構による日本産科婦人科学会専門医制度に関するヒアリングが 4 月 18 日に行われ、斎藤専門医制度副委員長が出席し、前回のヒアリング後の中間法人日本専門医認定制機構からの要望、意見に対する専門医制度の検討状況等を説明する予定である。

(4) 日本呼吸器外科学会より『我が国における専門医のあり方』=いわゆる『特定専門医』に関する当学会の見解と行動提起」を受領した(3月31日)。[資料：専門医制度3]

宇田川理事より「本会内専門医重複取得者は昨年の90名から30名に減り、複数保持者の割合は0.3%である。今回も昨年同様の調査依頼を日本専門医認定機構より受けている。これに関してはなぜ2つ取得してはいけないのかなど様々な批判もある。これは取得ではなく重複標榜しないで頂きたいとの趣旨であり、取得の制限や更新の拒否ではないため誤解の無いように今後も対応したいと考えている。また、日本専門医認定機構の指針としての特定専門医(仮称)の導入に対して、従来の各基本領域学会が主導している専門医制度と並立するのは混乱を招くとの意見を日本呼吸器外科学会から頂いている。この特定専門医の導入と今までの産科婦人科学会主導の専門医とどのように整合性をつけていくか、または特定専門医には反対の立場を取るか、この問題に関しては、今後専門医制度委員会や理事会で充分議論したい」と説明された。

田中理事より「重複取得で麻酔科との重複はよいとの動きはないのか」との質問に対し、宇田川理事より「今のところどの科との重複ならよいとする動きはない」と説明された。武谷理事長より「この専門医重複取得に関する見解は日本専門医認定機構のものであり、厚労省は関知していない」と説明された。田中理事より「麻酔科医不足により産婦人科医が将来麻酔をかけなければならない事態が生じた場合、麻酔に関連した医療事故が起こった際に麻酔医を標榜しておいた方が有利ではないかとの意見もあり、重複して標榜しても良いとの動きがあって然るべきである」との意見が出された。和氣理事より「標榜と診療行為を行うことを日本専門医認定機構は別にして考えている。標榜はできないが診療は構わないとすると、診療責任はより大きな問題となってくるため今後考えていかなければならない」との意見が出された。宇田川理事より「今後このような議論が出てくるものと思われる」とコメントされた。

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(平成18年3月31日)

- ① ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：58 研究
- ② 体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：659 施設
- ③ ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：561 施設
- ④ 顕微授精の臨床実施に関する登録：396 施設
- ⑤ 非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 会議開催

- ① 第11回登録・調査小委員会を3月22日に、第12回登録・調査小委員会を4月12日に開催した。
- ② 慶應義塾大学よりの着床前診断審査小委員会の第2回を3月29日に開催し、第3回を5月10日に開催する。

(3) 第4回理事会後の記者会見を受けての本会「習慣流産に対する着床前診断についての考え方」に関する各社の報道について [資料：倫理1]

(4) 着床前診断に関する見解について、抗議文を日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」より受領した(2月22日)。[資料：倫理2]

なお、着床前診断についての国民からの賛否の概要及び日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」の抗議文を本会の一般向けホームページに掲載した。

(5) 慶應義塾大学より着床前診断の申請2件を受領した(3月9日)。

(6) 優生思想を問うネットワークより、着床前診断に関する見解について抗議文を受領した(4月14日)。[資料：倫理3]

武谷理事長より「倫理問題に関してはより透明性を持たすために、賛否両論全てをホームページに

掲載し、世論の形勢、動向を把握していきたい」とコメントされた。

9) 教育 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

①第1回専門医認定筆記試験問題選定会議を5月9日に開催予定である。

(2)「産婦人科医育成奨学基金」の応募状況及び海外派遣候補者選考委員会による選考結果について ACOG、SOGC については3月10日を締切として申請を受け付けた。ACOG には19名、SOGC には16名の応募があり、この中から ACOG 10名、SOGC 3名を選考し、派遣者を確定した。

星理事より「研修医のための必修知識 2004 は 3000 部完売し、現在必修知識の改訂版の発行に向けての準備を行っている。さらに用語集・用語解説集も来年の改訂版の発行に向けて漸次準備を進めている」旨補足された。武谷理事長より「若手医師の海外派遣事業は学会の事業として定着させたい。今後、様々な問題点やアイデアが出てくるものと思われ、フレキシブルに取り組んでいきたい」とコメントされた。

IV. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

①第8回学会のあり方検討委員会を3月10日に開催した。

②産婦人科医療提供体制検討委員会第4回グランドデザイン検討チーム・実態調査分析チーム合同会議を4月7日に開催した。

(2) 拡大産婦人科医療提供体制検討委員会の開催について

4月24日(月)15:00~17:00にパシフィコ横浜 Room503(小ホール)で開催する。産婦人科医療提供体制検討委員会の中間答申を提示する予定である。[資料:学会のあり方1]

海野産婦人科医療提供体制検討委員会委員長より「第58回学術集会長の田中憲一先生より学会会期中に医療提供体制の問題および産婦人科医師確保の問題について何らかの会合を催した方がよいとのご提案を頂き検討した結果、丁度中間報告を理事長に提出した時期でもあり、今後広く会員の先生方あるいは各地域で検討して頂く段階に入ったため、これを機会に拡大委員会という形で各地方の先生方に報告した上で意見交換を行うことを目的としてこの会を企画した。会の進行次第案を資料1の3ページ目から示してあるが、2)報告事項(イ)産婦人科医会調査結果報告は原案どおり佐藤仁医会常務理事にお願いしてある」と説明された。

武谷理事長より「産婦人科医療提供体制に関しては十分に理事会で検討されていない。これは産婦人科診療全体あるいは会員全体に関わる問題であるため、一度公表して頂き皆さんのフランクな意見をお聞きたい。本会としての最終的見解を纏めていないことはご了承いただきたい」とコメントされた。

松岡総会副議長より「資料1、1ページ目の4)の第48回を58回に訂正して頂きたい」と指摘された。

嘉村理事より「3省から出たワーキンググループの要望書に関してこの会が開かれるわけであるが、3省からの出席はあるのか」との質問に対し、海野委員長より「この会に関しては厚労省にお願いはしていないので出席はない」と回答された。嘉村理事より「委員会の内容を3省に報告するのか」との質問に対し、海野委員長より「今のところ本委員会が理事長の諮問機関であるためまず理事長に中間報告した。内容に関しては母子保健課長等とも話はしているが、最終的には学会で全体を承認頂いてからになるものと理解している」と回答された。また海野委員長より「拡大委員会へのマスコミの取材依頼が多く、理事長、落合理事とも相談の上、産婦人科の置かれた現状を考えると産婦人科の考え方をできるだけオープンにしたほうが良いのではと考え、今回はマスコミに公開する形での委員会とした」と意見が述べられ賛同が得られた。吉川裕之理事より「学会のあり方検討委員会は産婦人科医療提供体制検討委員会が設置されるまでにデータベース作りを行ってきたが、今回の拡大委員会で最終結果ではないが大学と関連病院の調査の結果を公表する予定である。都道府県別の調査では47中45都道府県

より回答を頂いており、拡大委員会では茨城県の例を提示する予定であるが、産科を標榜していても分娩を取り扱っていない施設が相当数あるのではないかと、また産科に関係している医師数も少ないのではないかなどの問題点が全国的に確認できれば今後の対策に繋がるものと思われる。このデータベースの作成後にはこの仕事は海野委員長の産婦人科医療提供体制検討委員会に引き継いで頂く」と説明された。**和氣理事**より「今回の医療提供体制に関する中間報告は可能であれば現状を把握できていない地方自治体に伝達頂きたい」との意見が出され、**海野委員長**より「今回の委員会では各都道府県の先生方に考え方をお伝えした上で、各地域の実情に即した形で地域の行政担当者と議論頂くことになる。そのため材料を提示するが必要に応じて出向くことも考えている」と回答された。また、**海野委員長**より「今回の中間報告書の要約はそれぞれの地域のネットワークを作ることによって現場での勤務条件の緩和と医療安全、医療レベルの向上の両立を図ることを目的として作成したものである。最終的には産婦人科医療機関の集約化が行わねばならない状況にあるが、現場では各地域の事情があり行政あるいは医療機関から強い抵抗が出てきている。平成 18 年度に各都道府県でワーキンググループの報告書に基づいて行われていく地域医療計画の見直しに対しては委員会の意見として何らかの方向性を示した方が良いと判断し今回緊急提言をさせて頂く。具体的には1人あるいは2人体制の大学関連病院が約4割存在し、それら勤務条件が厳しい施設に対して緊急に集約化あるいは増員等の何らかの対応が必要との判断から今回の緊急提言に至った」と説明された。

以上協議の結果、緊急提言の提示に関して、承認した。

(3) 産婦人科診療ガイドライン作成委員会メンバーについて[資料：学会のあり方2]

本理事会で承認され次第、各委員に本会理事長・医会会長の連名で委嘱状を発行致したい。

吉川裕之理事より「産婦人科診療ガイドライン作成委員会のメンバーとして水上尚典教授を委員長に医会より6名、学会より6名、追加メンバーとして11名、計24名を推薦したいので承認頂き、本会理事長・医会会長の連名で委嘱をお願いしたい」との意見が出された。**星合理事**より「メンバーに内視鏡手術に詳しい先生が入っていないが如何か」との質問に対し、**吉川裕之理事**より「当面周産期からスタートするためこのようなメンバーを推薦頂いた。現在勘案中であるが、Q&A方式で一つのquestion に対しエビデンスレベル及び推奨レベルを付記して簡潔に記載するような形式となる。ガイドライン作成後は専門家及び一般会員も含めたコンセンサスマーティングを学会、医会で行うことも考えている」と回答された。**星合理事**より「腫瘍学会、内視鏡学会など色々な学会でガイドラインを作成しているが、それとの整合性は如何か」との質問に対し、**吉川裕之理事**より「ガイドラインで取り扱う領域は、専門学会が対象とする領域ではなく、それらにより取り残された一般の産婦人科医療、一次医療に関連した領域を対象と考えており、他のガイドラインと競合することはない」と説明され、特に異議なく、委員会メンバー並びに連名での委嘱状発行につき、承認した。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) パスワード登録状況 (3月31日現在)

[資料：広報1]

在籍会員 15,485名

登録済会員 7,590名 登録率 49.0%

(2) 会議開催

①第4回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を3月10日に開催した。

(3) 第58回総会・学術講演会期間中の記者会見の開催について

4月22日の総会終了後及び4月24日の拡大産婦人科医療提供体制検討委員会終了後の2回に亘り記者会見を開催する予定である。

(4) (財)ファイザーヘルスリサーチ振興財団ホームページへの本会ホームページからのリンクについて[資料：広報2]

(5) 日本リハビリテーション医学会研修会の広報及び本会ホームページからのリンクについて

3) AOCOG2007 組織委員会（武谷雄二委員長）

(1) 会議開催

①6月24日第2回理事会終了後、行事・接遇・旅行・宿泊小委員会を開催する予定である。

武谷理事長「理事の先生方からも是非こういうことを行ないたいというご意見をお寄せ頂きたい。吉村理事にはプログラムを担当して頂いている」 **丸尾理事**「Chang 先生と話をしたところ、アジア諸国に演題依頼を出す時に、我々が決めた課題が難しいため non-response になることが多く、相手国にタイトルを任せるといことは如何か」との意見が出され、**吉村理事**より「今回はそうしている」との発言があった。

4) 生殖医療評価機構検討委員会（田中俊誠委員長）

田中理事より「6項目について会告の見直しを行なってきた。第58回総会で承認された後、わが国における生殖医療の実態が把握できた段階で、運営と組織体制を見直して業務内容の検討を行なっていきたい」との報告があった。

5) 女性の健康週間委員会（石塚文平委員長）

(1) 女性の健康週間イベント実績報告について [資料：女性健康週間1]

(2) 平成17年度地方部会担当公開講座一覧について[資料：女性健康週間2]

上記事項に関して、**石塚理事**より「①平成17年度の女性の健康週間を3月1-8日に行った。3月1日に丸の内 oazo で『働く女性の広場イン丸の内』を行なった。3月2日に働く女性の健康セミナーを女性と仕事の未来館で行い、3人の女性幹事に講演をお願いした。3月7-8日に武谷理事長にご出席頂き、三越でイベントを行なった。3会場でのイベント参加者は約4千名であった。また、その週における地方部会担当公開講座への参加者は約1千名であり、計約5千名の一般市民が『女性の健康週間』イベントに参加したことになる。②アンケートによる働く女性の健康調査を行い、それに関する展示を行った。アンケート調査に関してはいくつかのメディアが取り上げ、2月末には読売新聞が特集記事を掲載した。③昨年度行なったインターネット上の Q&A コーナーのまとめが、小学館から『ハッピーサイクル』という単行本（20万部の見込み）として5-6月に刊行される予定である。監修は女性の健康週間委員会とした。④朝日エルの報告では女性の健康週間に関わる事業資金は5500万円であり、今後、地方部会主催のイベントを多く組む、学会の諸問題に関するセミナーを入れる、研修医向けのセッションを行なう、産婦人科医のリクルート等を検討したいと考えている。⑤猪口少子化担当大臣から電話があり、理事長と対談したいという要請があった」との説明がなされた。

V. 協議事項

1. 庶務

1) 日本内科学会内医療関連死モデル事業について [資料：庶務8]

武谷理事長より「県立大野病院事件はモデル事業が運用される前の事例になるのか」という質問に対して、**落合理事**より「モデル事業を運用するに当たり、どのような問題があるかを洗い出している段階であり、実際に事業として未だ稼働していない」との回答がなされた。**武谷理事長**「今回も異状死とは何か、異状死をどこに届けたらよいかということが問題となっている。我々の学会は特にモデル事業との関わりが深いと思われる。特に産婦人科特有のアクシデントがあるので、このモデル事業と深く関わっていきたいと考えている」 **柏村理事**より「解剖立会医を決めているが、司法解剖では入れない。病理解剖は死亡後すぐに行うので、それに間に合わないのではないかと懸念を持っている。各病院に事例があれば、こちらに届けてもらえるかという点に関して配慮はどうなっているのか」との質問がなされ、これを受けて**落合理事**より「実際に解剖が行なわれるのは他の施設になる。仮にA施設で死亡事例が起こったとするとB施設なりC施設で解剖が行なわれることになり、A施設の事例担当者である主治医は立ち会えない。しかし、学会で推薦している解剖立会医は、例えば産婦人科事例であればB施設、C施設に赴いて解剖に立ち会うことになる」との回答がなされた。 **柏村理事**「司法解剖

を想定しているのか」との質問に対して、**落合理事**より「司法解剖には充当しない事例である。事件性があるのが司法解剖になるが、事件性を否定された事例がこのモデル事業の対象となる」との回答があった。**吉川裕之理事**「子宮破裂の事例があったが、警察に届けると自動的に司法解剖に行く。今後、このシステムが利用できないとは限らないが、このシステムでは異状死かどうかを議論する役目もある。異状死の疑いがあれば届出をしなければならぬので、このシステムがあっても警察に届けることと変わりはない。厚労省と警察とで話し合われていないので審議が始まる前に逮捕するというのも十分起り得る。これは厚労省が言っているシステムであり、警察が認めているものではなく、あくまでモデル事業である。うまくいけばいいといったシステムである」**落合理事**「この事業をうまく機能させることで、すべてを警察に届け出なければならぬということがなくなると思う。すでに 14 例を受け付けており、このうち 12 例が異状死の届出をしている。ところが、事件性がないということで司法解剖はされていない。遺族は第三者的な客観的な解剖で死因究明を望むという背景でこの事業に参加しているのが現状のようである」**和氣理事**「司法解剖をするかという判断は警察がしているのか」**落合理事**「異状死として届けられた事例に対しては警察が判断している。」**武谷理事長**「まだこの事業はグランドプランの状態であり、今後どのように実態化するかはこれからの問題である。各学術団体、医師会、厚労省、警察を含めて同意を形成していくということである」

2) 日本医学会評議員、連絡委員、医学用語委員及び代委員各 1 名の選出について

落合理事より「現行では評議員は田中憲一第 58 回学術集会長、連絡委員は本職、医学用語委員は岩下先生、代委員は峯岸先生である。次期評議員を武谷理事長にお願いし、他の委員は現行のまま推薦したい」との意見が出され、承認した。

3) 第 58 回総会運営について [資料：総会 1]

落合理事より「本日 3 時から第 58 回総会が開催される。これに先立ち総会運営委員会、予算決算委員会が行われる。議事運営に関しては議長団に任せている。我々に寄せられた質問に関しては対応しているが、議長団の方から議事運営に関してコメントがあれば、まずこれを受け、それから寄せられた質問に対して執行部がどのような回答を用意しているかということの説明をしたいが、如何か」**清川総会議長**「総会を円滑かつ有意義な会にしたい。3-4 年前から出ている同じ質問をどうするかについて総会運営委員会で決めて頂き、総会に臨みたい。質問事項について理事で検討頂き、不適切な質問事項があれば総会運営委員会で検討する」**武谷理事長**「残念なことに全く同じ質問が 3 年連続出ており、回答もほぼ重複している。今日新たな懸案が多数あり、従来の質問を繰り返す時間もないので、議長に仕切って頂く」**落合理事**「この 3 年間同じ質問が出るということは我々の回答に満足していないのか。重要な懸案もあるので時間配分は議長団にお任せしたい」**松岡総会副議長**「今日 13 件の質問要望事項があり、このうち 8 件は一名の特定の代議員から出されている。そのうち半数以上は 55 回、56 回、57 回総会において同様の質問がなされている。その都度、担当理事からお答え頂いている。その後、特に状況が大きく変わったとも考えられず、また執行部としての対応が大きく変わったこともない。質問要望事項の取り扱い方については総会運営委員会で検討して頂くことになっている。会員から出された質問にお答えするのが基本的な方針であるが、一言でお答えが済むものや県立大野病院事件のように時間をさいて討議して頂くことも必要である。総会運営委員会の報告を頂いた上で議長団としては議事運営を図りたい」**武谷理事長**「総会運営委員会で十分にご検討頂きたい」**落合理事**「定款改定は大変重要な審議事項である。出席されている代議員あるいは委任状出席の代議員の 3/4 以上の賛成が必要となる。執行部としては賛成される方にご起立頂きカウントすることを考えている。投票権があるのは代議員であり、理事、監事は代議員ではないのでカウントできないことをご了解頂きたい。」**平岩弁護士**「本会としては 4 月下旬にも開示されるといわれている証拠開示の内容をよく分析しながら対応を考えていきたい、という文言があるが、削除された方がよい」との意見が出され、了承した。**和氣理事**「県立大野病院事件について述べる時に、亡くなった患者に対する追悼の意を冒頭に述べて頂きたい」

2. 社保

武谷理事長より「ゴナドトロピン製剤の件で緊急にご了解頂くことがある。リコンビナント FSH が使えない国はわが国を含めて例外的である。オルガノン社の在庫がなくなるので使えなくなる。セロノと国産数社は尿中ゴナドトロピン製剤を持っているが source はほとんどが中国、一部がブラジルである。プリオンが検出された国になったので、尿中ゴナドトロピン製剤の在庫が払底するのは時間の問題

である。特定の病院が大量に購入したため、さらに在庫がなくなる時期が早まった。不妊治療が出来なくなる事態にもなりかねない。各企業が個別に対応することはできないし、厚労省も介入しないと思う。学会主導で尿中ゴナドトロピン製剤の今後の供給の見直し等を行う必要がある。厚労省がリコンビナント製剤を今後どのように考えるのか。現在、リコンビナント製剤は認可されているが、ART で非保険診療として限定で使われているだけで、一般診療で使えなくなる。年内になくなる可能性もあり、学会として企業と状況を調査し、国との折衝を図る委員会を是非立ち上げたいと思うが、如何か」との提案がなされた。 **星合理事**「是非必要であると思う。先進国で承認されていないのは日本くらいである。実際に臨床が出来なくなるので、学会が不妊学会や受精着床学会と歩調を併せて動くべきである。そうでないと一般医師が輸入して個人の責任で使うことが増えてくる」 **武谷理事長**「多くの学会を巻き込むことは重要であると思うが、機敏かつ的確に方針を出さなければならない。どなたかにお任せして進めて頂きたいと思うが、如何か」 **吉村理事**「生殖・内分泌委員会で水沼先生が答申を出されたし、早く対応して頂くことが重要であると思う。ヨーロッパもほとんどがBSE問題で尿中ゴナドトロピン製剤を使っていない。早く保険診療で使える体制へもっていくためにも早急に委員会を立ち上げて頂きたいと思う」 **和氣理事**「事の性格上、急ぐということを理解する。社保を中心に生殖・内分泌委員会あるいは医会とワーキンググループを作って進めるべきである」 **武谷理事長**「社保、生殖・内分泌委員会、あるいは関連学会、医会で立ち上げて頂きたい。社保を中心として、今申し上げた委員会が協力して頂いて委員を選出し、2-3ヶ月で形を作り上げて頂きたい。嘉村先生と水沼先生を中心として行なって頂きたい」

以上協議の結果、委員会の立ち上げにつき、承認した。

3. 学術講演会について

秦理事「香川で学生を学会に参加させることにしたが、参加費について田中学術集会長にお願いしたところ、学生証を見せれば無料にして頂けるということで感謝している。学会として、今後無料にして頂けるのか」 **武谷理事長**「執行部が学会参加費を定めたことはなく、学術集会長にお任せしている。学会の企画は学術集会長にお任せしているので、こちらと相談しつつ、学術集会長の裁量になる」 **秦理事**「個々に対応していくということか」 **武谷理事長**「そうである」

4. その他

1) **柏村理事**「先ほどの診療体制検討委員会の緊急提言の件であるが、学問的に3人というのはいいが、保険診療上3人と明記すると我々の首を絞める可能性がある。2人でやっている所には管理料を出さないということになるので慎重に行なって頂きたい」 **武谷理事長**「その辺を考慮していきたい」

2) **平松理事**「ハイリスク管理料は産婦人科、特に周産期医療に従事する医師の待遇をどうにかするという所から始まったという理解でよいか」 **武谷理事長**「我々の意図する所はそうであるが、現実には院長の裁量になるかと思う」 **平松理事**「要望事項として、武谷理事長と坂元会長とで地方部会長あるいは医会の支部長宛に、公的にこういう目的で出来たという内容を流して頂ければ話がしやすい」 **岡村理事**「今年度から海野先生とともに厚労省の班研究で、いかに産婦人科医と小児科医の待遇をよくできるかという仕組みを考えているので少し時間を頂きたい」 **平松理事**「今が一番よいタイミングである。メッセージを理事長と会長から流して頂ければ有り難い」 **武谷理事長**「直接、待遇に反映させるのは大学病院では難しいと思うが、実質的に勤務条件の改善等に結びつけばと思っており、検討していきたい」

以上